

豊中市立子育て支援センターほっぺ南部分室における地域子育て支援拠点事業業務
公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

豊中市立子育て支援センターほっぺ南部分室における地域子育て支援拠点事業業務は、南部地域において乳幼児の子育てに関する相談その他の支援を行うことにより、乳幼児の健やかな育成を図ることを目的としています。

このたび、本事業を効率的かつ効果的に実施することを目的として、委託事業者を選定するにあたり、下記のとおり企画提案募集を実施します。

2. 事業の概要

(1) 業務名

「豊中市立子育て支援センターほっぺ南部分室における地域子育て支援拠点事業」業務委託

(2) 業務内容

豊中市立子育て支援センターほっぺ南部分室における地域子育て支援拠点事業業務委託仕様書（別紙1）のとおり

(3) 履行期間

令和8年（2026年）2月1日から令和11年（2029年）3月31日まで

(4) 提案上限額

年額 14,702,124円（非課税）

① 上記金額は1年間実施の場合を想定しています。令和7年度については、実施月数に応じた委託料等の支払いとなります。

※尚、令和7年度予算額は2,450,354円（令和8年2月～令和8年3月の2ヶ月間）です。

②金額は契約時の予定価格を示すものではありませんのでご注意ください。

③内訳等の詳細については、「5. 応募手続き等」【提出書類】「見積書」をご確認ください。

3. 参加資格

本案件に参加及び応募できるものは、企画提案書類等の提出時点で、次に掲げる要件を全て満たす事業者とします。なお、企画提案書類等の提出後において、要件を満たさなくなった場合も参加及び応募を認めません。

【参加資格】

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

②本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

③本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

④会社法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に

関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む)の規定による会社の整備の開始を命ぜられていない者であること。

- ⑤平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1号の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑥平成12年4月1日以降に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第127号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

4. スケジュール

①募集要項の公表	令和7年（2025年）6月18日（水）
②施設見学申込期限	令和7年（2025年）6月23日（月）17時必着
③施設見学時間回答	令和7年（2025年）6月24日（火）13時まで
④施設見学日	令和7年（2025年）6月26日（木）
⑤質問事項の締切	令和7年（2025年）7月1日（火）17時必着
⑥質問事項への回答	令和7年（2025年）7月4日（金）
⑦応募書類提出期限	令和7年（2025年）7月11日（金）17時必着
⑧第1次審査（書類審査）	令和7年（2025年）7月18日（金）（※1）
⑨審査委員会（プレゼンテーション）	令和7年（2025年）8月6日（水）（※2）
⑩結果通知予定日	令和7年（2025年）8月12日（火）以降
⑪委託契約の締結	令和7年（2025年）10月下旬 予定

※1 応募が4社以上となった場合は、書類による第1次審査を実施し、第2次審査（プレゼンテーション審査）に進んでいただく提案者を選定します。

※2 第2次審査の対象となる提案者には、時間と場所を別途メールにてご連絡します。

(1) 履行予定場所の見学

見学を希望する場合は、令和7年（2025年）6月23日（月）17時までに、メールにて施設見学希望確認書（様式1）を送付してください。希望者の見学時間は、令和7年（2025年）6月24日（火）13時までにメールにてご連絡します。なお、当日は社員証等の持参をお願いします。

見学会はツアー形式で行い、質問に対する回答は行いません。軽易なものも含め、質問はすべてメールにて受け付けます。

（2）質問受付

企画提案書類等の作成にあたっての質問は、令和7年（2025年）7月1日（火）17時までに、メールにて質問書（様式2）を送付のうえ、電話連絡をお願いします。電話や来庁など、質問書送付以外での質問は受け付けません。回答については、令和7年（2025年）7月4日（金）に市ホームページにて公開します。

5. 応募手続き等

（1）提出書類

公募に参加する事業者は、プロポーザル参加表明書（様式3）と、下記の【提出書類一覧】の書類等を期限内に提出してください。

【提出期限】 令和7年（2025年）7月11日（金）17時必着

【提出先】 豊中市こども未来部はぐくみセンター こども支援課

子育て支援センターほっぺ

（豊中市岡上の町2丁目1番8号 とよなかハートパレット2階）

受付時間：9時から17時（厳守）

【提出方法】 ①紙で提出する場合

持参（土日及び時間外は受け付けない）、または送付（郵便、宅配便等）

なお、送付の場合、提出書類の到達について電話にて確認すること。尚、提出部数は1部とする。

②データで提出する場合

- ・データでの提出を希望する旨事務局へメールにて連絡し、併せてメールを送付した旨電話にて連絡を入れること。尚、提出期限に余裕を持って連絡すること。
- ・連絡を入れたメールアドレス宛に提出用URLを送付。
- ・ファイルをアップロード。
- ・提出書類の追加や分割提出を認めていないことから、提出書類一式をzipファイルにまとめ、提出すること。
- ・提出書類をアップロードした旨電話にて連絡を入れること。

【提出書類】 ① 提出書類の規格は、A4版片とし、横書き、両面とする。

② 文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。

③ 全体にページ番号を付け、目次をつけること。

【提出書類一覧】

項目	内容	
業務提案書	<p>*仕様書に基づき提案内容を記載してください。</p> <p>*本業務を実施するうえでの課題やその課題解決に向けた提案、本事業の目的を達成するうえで仕様書に無い提案等があれば記載してください。</p> <p>*任意の場合は、様式4に記載の項目は必須とします。</p>	様式4 又は、 任意
業務実施体制 調書	<p>*本業務の実施体制及び特徴を記載してください。</p> <p>*役割の欄には本業務における担当分野や業務内で担う役割を記載してください。</p> <p>*主な勤務場所は都道府県を記入してください。</p> <p>*業務実施組織図は応募書類提出時の組織図を記載してください。 (担当部署のみで可。)</p> <p>*システム、セキュリティ体制については、国際規格の取得状況や個人情報等の保管方法及び処理方法等を記載してください。</p> <p>*任意の場合は、様式5に記載の項目は必須とします。</p>	様式5 又は、 任意
見積書	<p>*宛先は「豊中市長」、件名は「豊中市立子育て支援センターほっぺ南部分室における地域子育て支援拠点事業業務」としてください。</p> <p>*内訳書【任意様式】を添付してください。 内訳書には、見積書に記載した経費の内訳を単価、工数（人、日など）その他必要な経費の区分が分かるように記載してください。</p> <p>*本事業は第2種社会福祉事業に該当するため非課税となります。</p>	任意
団体の概要書 等	<p>*連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、e-mailアドレス）を必ず記載してください。</p> <p>*任意の場合は、様式6に記載の項目は、必須とします。</p>	様式6 又は、 任意
	<p>*公募開始日から過去3年以内の処分歴を必ず記載してください。</p>	様式7

【応募書類の取り扱い】

- ① 提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到着の場合は、応募を無効とします。
- ② 提出書類は、返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ③ 提出書類に不備等が発見された場合は、修正を求めることがあります。
- ④ 提出期限後の差し替えは認めません。（市が補正等を求める場合を除く。）
- ⑤ 提出書類等の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。
- ⑥ 提出書類等の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属します。提出書類等は事業者選定のみ利用し、他の目的には使用しません。

ん。また、企画提案書類等は、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。

6. 審査方法等

(1) 審査方法

- ①市職員で構成する「子育て支援センターほっぺ南部分室における地域子育て支援事業業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し審査を行います。
- ②選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査スケジュール

第1次審査

令和7年(2025年)7月18日(金)に、選定委員会にて書類審査を行い、第2次審査に進む提案者を3者に絞ります。この場合、第1次審査の結果はすべての提案者に対してメールにて通知します。

提案者が3者以下の場合は、第2次審査の時間のみメールにて通知します。

第2次審査

企画提案書及び企画提案書に基づく第2次審査（プレゼンテーション審査）を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とし、優先交渉権者と交渉に至らなかった場合は、次点の提案者を優先交渉権者とする場合があります。

第2次審査（プレゼンテーション審査）の結果、全体配点の60%未満の提案者は、順位が1位であっても優先交渉権者としません。なお、審査結果の確定は、当企画提案審査委員会として最終合議のうえ一本化したものとします。

第2次審査（プレゼンテーション審査）の日程は以下のとおりです。

【日程】令和7年（2025年）8月6日（水）

※時間と場所は別途メールにて通知

【発表時間】1提案者あたり30分以内とします。

（事業者からの説明：15分以内、質疑応答：15分以内）

【発表者】1提案者あたり3名以内とし、本業務に携わる者とします。

【資料・機材等】追加資料等は、本市が求める場合を除き不可とします。またプロジェクターによる投影やパワーポイント等の使用も不可とします。

(3) 評価項目

項目	配点	備考
事業の趣旨に対する理解度	10点	本事業への理解度（南部の特性に対する理解を含む）及び拠点の運営理念について
業務実施の実現性	30点	地域及び関係機関との連携・交流について
		人材の確保・配置及び研修体制について
		安全面への配慮・工夫について
事業企画力	40点	子育て家庭の交流の場の提供と交流の促進について
		子育て等に関する相談、援助の実施について
		地域の子育て関連情報の提供について

		子育て及び子育て支援に関する講座等の実施について
個人情報管理体制	10点	個人情報の保護や管理体制が確立されているか
見積価格	10点	予算の範囲内で必要最小限に抑えられているか

(4) 最終審査結果の通知

審査結果は、令和7年（2025年）8月12日（火）以降にすべての提案者にメールにて通知します。なお、豊中市と仕様並びに価格等の協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって、本業務の受託者を約するものではありません。

(5) 最終審査結果の公表

最終審査結果は令和7年（2025年）8月12日（火）以降に市のホームページにて公表します。公表内容は以下のとおりです。

- ・優秀提案事業者の相手方と評価点
- ・全提案事業者の名称（申込順）
- ・全提案事業者の評価点（評価点順）
- ・優秀提案事業者の選定理由（講評ポイント）
- ・選定委員会委員の氏名及び選定理由

7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 本案件期間中に、「上記3」で規定する参加資格に抵触するに至ったとき。
- ② 企画提案書類等の提出書類において、虚偽の内容を記載したとき。
- ③ 提出期限までに提出場所に企画提案書類等の提出がないとき。
- ④ プレゼンテーションに欠席したとき。
- ⑤ 一団体に複数の提案をしたとき。
- ⑥ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- ⑦ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- ⑧ 法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき。
- ⑨ 審査の公平性を害する行為があったとき。
- ⑩ 提案上限額を超える提案を行ったとき。
- ⑪ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めたとき。

8. 契約について

- ① 優先交渉権者は、採択された提案をもとに、本市と協議するものとします。協議の結果、契約内容と仕様、契約金額については、採択された提案と変更が生じることがあります。
- ② 協議が調った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される随意契約を締結します。

③本業務委託契約は、長期継続契約を予定しています。そのため、この契約を締結した日に属する翌会計年度以降において、この契約にかかる予算が削減又は減額された場合には、この契約を解除することができます。その場合は、当事者双方共に、その相手方に対して損害の賠償は求めないものとします。

④本業務の受託者は、契約締結に当たり、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）に基づき、契約保証金を納付していただきます。（ただし、同規則第110条の契約保証金の納付の免除規定に該当する場合を除きます。）

※契約保証金の納付をする場合

契約金額の100分の5に相当する額以上を本市に収めていただきます。

9. その他

①企画提案書類等の作成及びその他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

②企画提案書類等の作成に要した費用、旅費、その他本案件への参加に要した経費はすべて提案者の負担とします。

③選定委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けません。

④業務の運営開始前の事前準備期間に係る経費は、受託者の負担となります。

⑤提出書類に記載された受託業務の担当者等は、豊中市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。

⑥応募を取り下げる場合は、速やかに事務局まで文書で通知すること。

10. 応募先、質問・問合せ先（事務局）

〒560-0023 豊中市岡上の町2丁目1番8号 とよなかハートパレット2階

豊中市子ども未来部はぐくみセンター 子ども支援課 子育て支援センターほっぺ

TEL 06-6852-5526 Fax 06-6676-7497

E-mail kosodate2@city.toyonaka.osaka.jp